

質疑回答（4月21日受付分）

件名： 情報セキュリティシステム一式リース

質疑 1	回答 1
<p>本件については、予め納入業者及び保守業者を貴市にて決定済みですので、賃貸借物件の納期については、貴市と納入業者及び保守業者間でお打合せ済みで、万一、リース会社の責めによらずに賃貸借物件の引渡が遅延した場合でも、リース会社に対して入札参加資格の停止や違約金の支払い等のペナルティは発生しないとの認識でよろしいですか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 納期遅延時についてもリース会社へのペナルティ等なく、契約期間変更の協議をさせていただきます。</p>